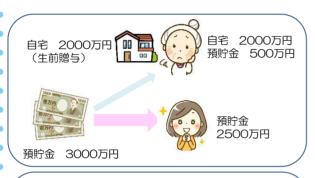
夫婦間の自宅の生前贈与の特例

婚姻期間20年以上の夫婦が相手に自宅を 生前贈与した場合、2,000万円までは贈与 税がかからないという特例があります。

今まではこの制度を使っても、この贈与 はなかったものとして相続の取り分を決め なければならなかったところ、2019年7月 より、贈与した自宅は相続財産の対象とし なくてよいことになりました。高齢の配偶 者の財産を守る制度です。





特に遺言書を作成した方がいい人

特に次に該当する方は、遺言書の作成が 望ましい方です。

①お子さんがいないご夫婦

- ➡配偶者だけでなく、兄弟にも相続権があるため、高齢の妻が自宅に住み続けられなくなるリスクあり。
- ②認知症(リスク含む)の相続人がいる
- ➡遺産分割協議ができないため、法定相続 分で分けるか(不動産は共有)、裁判所に 法定後見人あるいは特別代理人を申し立て る必要がある。
- ③おひとりさま→財産は国のものに!
- ④前の配偶者との間に子どもがいる
- ⑤相続人数名に対し財産が不動産のみ等

遺言書のメリット

- ★感謝を伝えるラブレターにしてラストレター
- ★相続の揉め事を減らし、家族に安心を
- ★遺産分割協議が不要になり、相続手続きが格 段に楽になる

無料個別相談(対面45分・電話30分)

ひろせゆき行政書士事務所では、無料個別相談を実施しています。お電話かメールでご予約ください。状況をお聞きし、遺言書があった方がいいケースかどうかアドバイスさせていただきます。コロナ感染防止のため、業務はお電話とメールのやり取りだけで進めることも可能です。





ひろせゆき行政書士事務所 代表 廣瀬由紀

〒169-0075 新宿区高田馬場1-31-16 ワイム高田馬場ビル504

Tel: 080-4335-1002 / 03-4400-1182

(平日10:00~18:00・土曜10:00~15:00)

Mail: info@hiroseyuki-office.com https://hiroseyuki-office.com/



<業務内容>

遺言書作成サポート・相続・終活サービス 離婚協議書作成サポート・夫婦問題カウンセリング 外国人の入管手続き・HACCP 各種許認可(古物商許可・障害福祉サービス申請等)